

つがる市健康福祉部 子育て健康課 児童福祉係 (令和7年11月1日現在)

<b>.</b>	目次
2.	<b>教育・保育施設等を利用する前に・・・・・・・1</b> 教育・保育施設等の種類 支給認定制度について 広域利用について
-	利用者負担額(保育料)無償化について・・・・4 保育料助成事業について
1. 2. 3. 4.	が権関等の利用案内(1号認定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 2. 3. 4. 5. 6.	保育所等の利用案内(2・3号認定)・・・・・・・10 申し込みから利用決定までの流れ 保育の必要性、支給認定期間と保育の必要量について 申し込み期間について 支給認定・利用申し込みに必要なもの 利用調整について 家庭状況の変更等 継続して利用したいとき(現況届の提出)
VI.	つがる市内施設一覧・・・・・・・・・16

## Ⅰ. 教育・保育施設等を利用する前に

## 1. 教育・保育施設等の種類

#### (1) 幼稚園等とは

幼稚園、認定こども園の教育部分のことをいい、子どもの就学前教育を行う施設です。満3歳以上の子どもであれば利用できますが、預けられる時間は保育所等よりも短く設定されています。

#### (2) 保育所等とは

保育所、認定こども園の保育部分のことをいい、仕事等のため子どもを家庭内で保育することができない父母に代わって、子どもを日中に保育する施設です。そのため、子どもに集団生活を体験させたい、子育ての手間を軽減させたい等の理由では入所することはできません。

## 2. 支給認定制度について

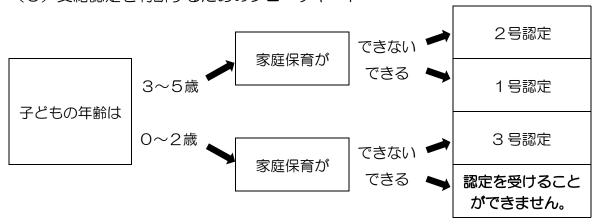
#### (1)支給認定とは

幼稚園等、保育所等を利用するには、「支給認定」を受ける必要があります。 国が定める基準によって保育を必要とする理由や保育の必要量等を市が審査 し、いずれかに認定されることになります。

#### (2) 支給認定の区分

認定区分・保育の必要量	認定の条件	利用できる施設
1号認定:(教育認定)	満3歳以上で、教育を希望する	   幼稚園・認定こども園 
2号認定:(保育認定) (標準時間または短時間)	満3歳以上で、保育を必要とする	- 「一方元・一致中一 ドナ 国
3号認定:(保育認定) (標準時間または短時間)	満3歳未満で、保育を必要とする	保育所・認定こども園

#### (3) 支給認定を判断するためのフローチャート



# (4) 保育を必要とする理由と支給認定期間について 2号認定・3号認定を受けるためには、子どもの父と母がそれぞれ以下のような保育を必要とする理由に該当することが必要です。

保育を必要とする理由		支給認定期間(最長)	
就労	2号認定 (満3歳以上)	小学校就学前まで	
(育児休業中の 継続利用含む)	3号認定 (満3歳未満)	満3歳に達する日の前日まで	
妊娠・出産		出産予定日の8週前の属する月の初日から産後8週 を経過する日の翌日が属する月の月末まで	
疾病•障害		状況に応じて必要な期間	
介護•看護		状況に応じて必要な期間	
災害復旧、その他		状況に応じて必要な期間	
就学・職業訓練		卒業又は修了の日の属する月末まで	
求職活動		90日間 (※ただし、同一年度内では、上限 180日間までの利用に限る)	

- 【重要】以下のような理由では、「保育を必要とする理由」と見なすことができないため、保育所等は利用できません。このような場合は、子育て支援センターの利用や幼稚園児としての入所をご検討ください。
  - × 周りの子どもが入所しているから自分の子どもも入所させたい
  - × 子どもがある程度成長したのでそろそろ入所させたい
  - × 子育てが大変だから子どもを入所させたい
  - × 下の子どもの育児に専念するから、上の子どもを入所させたい
  - × 子どもに集団生活を経験させるために入所させたい



#### (5) 保育の必要量について

2号認定・3号認定を受ける方は、さらに父母の就労時間や保育を必要とする理由に応じて、施設を利用できる時間が以下のように「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育を必要とする理由	保育標準時間	保育短時間
就労	就労時間が月120時間以上	就労時間が月120時間未満
育児休業中の継続利用	×	0
妊娠•出産	0	希望により〇
疾病•障害	0	希望により〇
介護•看護	介護・看護時間が 月120時間以上	介護・看護時間が 月120時間未満
災害復旧、その他	0	希望により〇
就学•職業訓練	就学時間が月120時間以上	就学時間が月120時間未満
求職活動	×	0

<sup>※</sup>父母の状況によって保育標準時間認定を受けられる場合でも、希望に応じて保育短時間認定での利用も可能です。また、どうしても認定された時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、各施設での延長保育を利用することとなります。

# 3. 広域利用について

広域利用とは、子どもの住民登録のある市町村と異なる市町村所在の教育・保育施設等を利用することです。つがる市外の施設の利用を希望する場合でも、子どもの住民登録があるつがる市の支給認定を受ける必要があります。

















# Ⅱ. 利用者負担額(保育料)無償化について

平成27年度から第2子以降のお子さんに係る保育料と副食費の助成を行ってきましたが、「つがる市に住み、安心して子どもを産み育てる喜びが実感できる」環境整備の取り組みとして、令和5年度から保育所・認定こども園等を利用しているすべてのお子さんの保育料・副食費を助成いたします。

## 1. 保育料助成事業について

#### ○助成内容について

お子さんの保育料(所得額から算定した額)と副食費(月額上限額4,900円)を全額助成します。

#### ・保育料負担:3号認定のお子さん(0歳から2歳まで)

	令和4年度まで			令和5年度以降
第1子	保護者負担 (低所得の場合は、無料)	7	第1子	すべてのお子さんの
第2子以降	第2子以降助成事業により 無料	<b>-</b>	第2子以降	保育料を無料

#### 副食費負担:1・2号認定のお子さん(3歳から5歳まで)

	令和4年度まで		令和5年度以降
第1子	保護者負担 (低所得の場合は、無料)	 第1子	すべてのお子さんの
第2子以降	第2子以降助成事業により 無料	第2子以降	副食費を無料

#### 〇助成対象のお子さんについて

つがる市に住所があり、かつ、つがる市から保育・教育支給認定を受け、市内・ 外の保育施設を利用しているお子さんが助成を受けられます。

# Ⅲ. 利用者負担額(保育料)について

## 1. 利用者負担額の算定について

利用者負担額は基本的に、子どもの父母に賦課された市民税額を合算して算定します。ただし、子どもの父母の収入が合わせて103万円未満かつ祖父母と同居している場合は、祖父母のうち最多収入・最多納税者を家計の主宰者として認定し、主宰者の市民税額も合算して利用者負担額を算定することがあります。

## 2. 利用者負担額の切り替えについて

利用者負担額は、毎年9月に市民税額の年度変更に伴って切り替わります。

〇令和8年度利用の場合



※利用者負担額は4月1日現在を基準日とした年齢により決定しております。 満3歳になった年度中は3号の負担額のままとなり、翌年度から2号の負担額となります。

## 3. 利用者負担額の階層表(令和8年4月~令和9年3月)

○誕生日が令和5年4月1日以前の認定子ども もしくは 1号認定を受けた認定子ども

認定保護者の属する世帯の区分	利用者負担額(月額)	
階層区分に関わらず	С	,

## ○誕生日が令和5年4月2日以後の認定子ども

階層	認定保護者の属する世帯の区分		利用者負担	額(月額)
区分			標準時間	短時間
1	生活保護世帯		0	0
		ひとり親世帯等	0	0
2	市町村民税非課税	ひとり親世帯等 以外の世帯	О	0
	     市町村民税	ひとり親世帯等	3,150	2,900
3-1	均等割額のみ課税	ひとり親世帯等 以外の世帯	10,000	9,500
	   所得割合算額	ひとり親世帯等	6,300	6,050
3-2	48,600 円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	14,000	13,500
	所得割合算額	ひとり親世帯等	6,300	6,050
4-1	48,600 円以上 57,700 円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	15,500	15,000
	所得割合算額	ひとり親世帯等	6,300	6,050
4-2	57,700 円以上 60,000 円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	15,500	15,000
	所得割合算額	ひとり親世帯等	6,300	6,050
4-3	3 60,000 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	18,500	18,000
4-4	所得割合算額 77,101 円以上 85,000 円未満		18,500	18,000
4-5	所得割合算額 85,000 F 97,000 円未満	円以上	21,500	21,000
5-1	所得割合算額 97,000 F 134,000 円未満	円以上	22,500	22,000
5-2	所得割合算額 134,000 円以上 169,000 円未満		23,500	23,000
6-1	所得割合算額 169,000 円以上 199,000 円未満		25,000	24,500
6-2	所得割合算額 199,000 円以上 301,000 円未満		27,000	26,500
7	所得割合算額 301,000 円以上 397,000 円未満		28,500	28,000
8	所得割合算額 397,000	円以上	32,000	31,500

# IV. 幼稚園等の利用案内(1号認定)

## 1. 申し込みから利用決定までの流れ

①申し込み 幼稚園等に直 接利用の申し込 みをし、入園内定 を受けます。 ②申請 幼稚園等を 通じて、市に 支給認定を申 請します。 ③支給認定 幼稚園等を通 じて、市から支給 認定証が交付されます。 ④契約 幼稚園等と直接 利用契約をします。

## 2. 支給認定に必要なもの

支給認定を受け利用者負担額を決定するには、以下の書類の提出が必要です。 (書類に押印は不要です。)

- ① 教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書 兼 現況届・・・子ども1人につき1枚
- ② 個人番号を確認できるもの(生計を一緒にしている家族(同居、別居含む)全員)
- ③ 個人番号の届出人の身元を確認できるもの(顔写真付きの運転免許証等) ※顔写真のない証明書(保険証等)は2点必要 【個人番号の提出の際に委任状が必要になる場合があります】

#### 3. 世帯状況の変更等

幼稚園等利用後に世帯状況等に変更があったときは、以下の手続きが必要になります。また、状況に応じて必要な書類が異なりますので、詳しくは係までお問い合わせください。

変更の内容	提出物	
氏名、住所が変わったとき		
(つがる市内での異動)	口教育・保育給付認定変更申請書 兼 変更届出書	
離婚や死亡などにより保護者が変わった		
ときや、世帯構成が変わったとき	【世帯員が新たに増えたとき】	
子どもの兄弟姉妹が障害児通園施設等※	口新たな世帯員の個人番号を確認できるもの	
を利用するようになったとき	口個人番号の届出人の身元を確認できるもの	
生活保護の受給を開始したとき、または	※個人番号の提出の際に委任状が必要になる場合があります	
廃止になったとき		
世帯員が新たに障害認定を受けたとき や、障害年金の受給を開始するとき	口教育・保育給付認定変更申請書 兼 変更届出書 ※情報連携を行うため添付書類はありませんが、「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書」の家族の状況欄の障害手帳の有無の欄の有に〇を記入してください。	

※障害児通園施設等を利用している…特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設 通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童デイサービスを利用していること。

## 4. 継続して利用したいとき(現況届の提出)

現在施設を利用されている方は、来年度も継続利用するのか、または今年度で卒園・転園予定であるのかに関わらず、以下の書類を提出していただきます。提出する時期が近づきましたら、市や施設から別途お知らせをします。

対象者	提出物			
すべての方	□教育·保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書 兼 現況届			
	口新たな世帯員の個人番号を確認できるもの			
世帯員が新たに増えた方	口個人番号の届出人の身元を確認できるもの			
	※個人番号の提出の際に委任状が必要になる場合があります			

## 5. 預かり保育の無償化について

幼稚園の午後の預かり保育が無償化の対象となるためには、以下の書類の提出が必要です。(書類に押印は不要です。)

- ① 子育てのための施設等利用認定申請書・・・子ども1人につき1枚
- ② 個人番号を確認できるもの(生計を一緒にしている家族(同居、別居含む)全員)
- ③ 個人番号の届出人の身元を確認できるもの(顔写真付きの運転免許証等) ※顔写真のない証明書(住民票等)は2点必要 【個人番号の提出の際に委任状が必要になる場合があります】

#### ④ 添付書類

対象者		提出物	
すべての方	口保育の必要性を証明する書類 ※父母それぞれの証明が必要です。		
	①就労	就労証明書	
	②妊娠・出産 母子手帳の写し(父母氏名と、出産 産予定日が記載されている部分が必要)		
	③疾病・障害 診断書、申立書等		
	④介護・看護 介護保険証の写し、申立書等		
	⑤災害復旧・その他 申立書等		
	⑥就学      学生証、在学証明書等		
	⑦求職活動	誓約書 兼 求職活動申立書 求職活動支援機関等利用証明書	

## ~提出書類に関する注意事項~

- 1. 個人番号を確認できるものとして認められるものについて
  - ①マイナンバーカード
  - ②マイナンバー通知カード

(令和2年5月25日以降に氏名・住所等を変更されている場合、マイナンバー通知カードは個人番号を確認できるものとして、認められません。)

- ③マイナンバーが記載された住民票の写し
- 2. 委任状について

保護者以外の方が個人番号を確認できるものを提出する場合は委任状が必要となります。





# V. 保育所等の利用案内(2・3号認定)

## 1. 申し込みから利用決定までの流れ

①申請 市に保育の必要 性の申請(支給認 定申請)及び保育 所等の利用申し込 みをします。 ②支給認定 市から支給 認定証が交付 されます。 ③利用調整・決定 市が、世帯状況等 を判断し、保育所等 への振分けを行い、 利用施設を決定しま す。

④契約 利用施設が認定こども園の場合、園と保護者で契約をします。

# 【重要】<u>虚偽の内容を申請した場合は、入所の決定が保留</u>または取り消しとなります。

## 2. 保育の必要性、支給認定期間と保育の必要量について

世帯の状況により、保育所等を利用できる場合と利用できない場合があります。また、保育所等を利用できる場合であっても、それぞれの状況で施設を利用できる期間や時間が異なります。

→1~3ページの「2、支給認定制度について」をご参照ください。

## 3. 申し込み期間について

(1) 令和8年4月の入所を希望する場合

第1次受付 令和7年11月25日(火)~令和8年1月30日(金) 第2次受付 令和8年 2月 2日(月)~令和8年3月16日(月)

※つがる市外の施設を希望される際は入所施設のある市町村の受付期間内に申込む必要があります。上記の期間と異なる場合がございますのでお早めにお申込みください。 また、市内施設も第1次受付で希望施設が定員に達する場合があります。

(2) 令和8年5月以降の入所を希望する場合 入所を希望する月の前月15日までにお申し込みください。 (15日が土・日・祝日の場合は、その直後の開庁日までとなります。)



# 4. 支給認定・利用申し込みに必要なもの

支給認定を受け利用者負担額を決定するには、以下の書類の提出が必要です。 (書類に押印は不要です。)

- ① 教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書 兼 現況届・・・子ども1人につき1枚
- ② 個人番号を確認できるもの(生計を一緒にしている家族(同居、別居含む)全員)
- ③ 個人番号の届出人の身元を確認できるもの(顔写真付きの運転免許証等)
  - ※顔写真のない証明書(住民票等)は2点必要

【個人番号の提出の際に委任状が必要になる場合があります】

#### ④ 添付書類

対象者	提出物		
	口保育の必要性を証明する書類 ※父母それぞれの証明が必要です。65歳未満の同居 祖父母の証明の提出は任意ですが、支給認定にあたり 不利になる場合がありますのでご留意ください。		
	①就労	就労証明書	
すべての方	②妊娠•出産	母子手帳の写し(父母氏名と、出 産予定日が記載されている部分 が必要)	
	③疾病・障害	診断書、申立書等	
	④介護・看護	介護保険証の写し、申立書等	
	⑤災害復旧・その他	申立書等	
	⑥就学	学生証、在学証明書等	
	⑦求職活動	誓約書 兼 求職活動申立書 求職活動支援機関等利用証明書	

















# 5. 利用調整について

保育所等の利用希望者が定員を超えた場合には、利用調整が行われます。利用調整では、申込書や必要書類の内容に基づき保育の利用指数(利用基準指数と調整基準指数の合計)を確定し、指数(保育の必要性)の高い方から入所を決定します。

(1) 利用	用基準指数表	₹	父	<del></del>
カルサルトフド		月160時間以上の就労		10
	外勤および 自営・農業の 中心者	月120時間以上160時間未満の就労		9
		月64時間以上120時間未満の就労		8
		月48時間以上64時間未満の就労	7	7
	自営・農業協力者	月160時間以上の就労	6	6
		月120時間以上160時間未満の就労	5	5
就労		月64時間以上120時間未満の就労		4
		月48時間以上64時間未満の就労		3
		月160時間以上の就労		7
	内職・	月120時間以上160時間未満の就労		6
	在宅ワーク	月64時間以上120時間未満の就労		5
		月48時間以上64時間未満の就労	4	4
妊娠•出産		母が出産のため、準備または休養する場合(死産を含む)		8
		一ヶ月以上の入院が必要である場合(自宅での安静期間を含む)又	10	40
	疾病	は、常時寝たきりの状態の場合		10
父母の		上記以外の状態で保育が困難な場合	8	8
疾病•障害		身体障害者手帳1級~2級該当者、精神保健福祉手帳1級~2級該当	10	10
	障害者	者又は、愛護手帳該当者		10
		身体障害者手帳3級該当者、精神保健福祉手帳3級該当者	8	8
	同居の親族等の疾病・看護	長期入院者、常時病臥者、心身障害者(児)の介護や入院、通院、通 所に常時付き添いが必要な場合	9	9
   介護・看護		長期入院者、常時病臥者、心身障害者(児)の介護や入院、通院、通		
		所に常時ではないが付き添いが必要で保育困難な場合	8	8
		上記以外の状態で保育が困難な場合	7	7
災害復旧         災		災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合	10	10
	職業訓練施	月160時間以上の保育が困難な場合	10	10
就学•	設・大学・専門	月120時間以上160時間未満の保育が困難な場合	9	9
職業訓練	学校等への通	月64時間以上120時間未満の保育が困難な場合	8	8
	学	月48時間以上64時間未満の保育が困難な場合	7	7
求職活動		継続的な求職活動又は起業準備のため、日中外出の状態にある場合	1	1
虐待•DV		児相等の情報により、虐待、DVの可能性がある場合	10	10
その他		上記のほか、ひとり親世帯・両親不存在の世帯や、明らかに保育でき	10	10
20710		ない状況であると判断されるもの		

(2)調整基準指数			父	母	子
ひとり親世帯又は両親不存在の世帯	同居の祖父母がいない	10			
びとり税 世帝 又は 叫税 个 仔 任 の 世帝	同居の祖父母がいる	5			
子どもの父母が保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として市内の保育所等に就労した世帯(保育士不足等の解消の為)					
子どもの父母が単身赴任中の世帯	2				
生活保護世帯において、就労による自立支援につながると認められる場合					
生計の主宰者が失業している場合 ※ただし、半年以上失業している場合	1				
65歳未満で保育可能な扶養義務者と (就労していない・健康に問題がない		-1			
同居親族が身体障害者・精神障害者保 護手帳の交付を受けている	健福祉手帳1~2級、愛	1			
離婚、死別などの直後であり、自立を促進する必要があると認められる場合					
転園(転居等やむを得ない事情がある場合を除く)					
入所選考の時点で利用者負担額の滞納がある世帯(過年度分も 含む)					
産後休暇・育児休業明けによる職場復		3	3		
【農業・自営業等の方】 産後休暇・育児休業明けに準ずる職場		2	2		
職場が自宅と併設している(内職・在		-1	-1		
別居の親族を介護している ※ただし、高齢者の単独・夫婦のみ世		1	1		
自営・農業において、中心者ではない		-1	-1		
新規で仕事・就学を始める場合			1	1	
子が障害を有しており、保育所等を利用することで発育に有益 であると医師の診断があるもの					3
兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合、または兄弟 姉妹が在園する保育所等の利用を希望する場合 ※ただし、求職中の場合は適用しない					5

# 6. 家庭状況の変更等

保育所等利用後に世帯状況等に変更があったときは、以下の手続きが必要になります。また、状況に応じて必要な書類が異なりますので、詳しくは係までお問い合わせください。

回いロリピへたのい。					
変更の内容	提出物				
氏名、住所が変わったとき	□教育·保育給付認定変更申請書 兼 変更届出書				
(つがる市内での異動)					
	【世帯員が新たに増えたとき】				
離婚や死亡などにより保護者が変わった	口新たな世帯員の個人番号を確認できるもの				
ときや、世帯構成が変わったとき	口個人番号の届出人の身元を確認できるもの				
	※個人番号の提出の際に委任状が必要になる場合があります				
父母や祖父母等が就労したとき、または	□教育・保育給付認定変更申請書・兼の変更届出書				
転職したとき	□就労証明書				
	【新たに就労する意志がある場合は以下を提出】				
   父母や祖父母等が退職したとき	□教育・保育給付認定変更申請書・兼の変更届出書				
入事で個人事情が起場したこと	口誓約書 兼 求職活動申立書				
	□求職活動支援機関等利用証明書				
その他、保育を必要とする理由が変わっ	口教育・保育給付認定変更申請書 兼 変更届出書				
たとき	口保育の必要性を証明する書類				
	口教育・保育給付認定変更申請書 兼 変更届出書 ※情報連携を行うため添付書類はありませんが、「教				
世帯員が新たに障害認定を受けたとき	※情報連携を行うにめ添り書類はめりませんが、「教」育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書」の家族の				
や、障害年金の受給を開始するとき					
	が、ためのは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで				
を利用するようになったとき、または利					
用しなくなったとき	□教育・保育給付認定変更申請書 兼 変更届出書				
生活保護の受給を開始したとき、または	= =				
廃止になったとき					
保育所等を退所するとき					
つがる市外へ転出するとき	→ □退所届				

<sup>※</sup>障害児通園施設等を利用している…特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設 通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童デイサービスを利用していること。

















# 7. 継続して利用したいとき(現況届の提出)

現在施設を利用されている方は、来年度も継続利用するのか、または今年度で卒園・転園予定であるのかに関わらず、以下の書類を提出していただきます。提出する時期が近づきましたら、市や施設から別途お知らせをします。

対象者	提出物						
すべての方	□教育·保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書 兼 現況届						
9,7(0)/3	口保育の必要性を証明する書類						
	口新たな世帯員の個人番号を確認できるもの						
   世帯員が新たに増えた方	口個人番号の届出人の身元を確認できるもの						
	     ※個人番号の提出の際に委任状が必要になる場合があります						
	小心へ出っいた山の际に女はれる。少女による場合がありよう						



# VI. つがる市内施設一覧

(令和7年11月1日現在)

#### 1. 認定こども園

施設名	区分		所在地	電話番号
車力こども園	私	幼保連携型	豊富町屏風山	56-2201
木造西幼稚園	私	幼保連携型	木造越水	26-4268
かしわこども園	私	幼保連携型	柏桑野木田	25-2062
もりた保育園	私	幼保連携型	森田町森田	26-3032
木造北こども園	私	幼保連携型	木造大畑	42-1228
銀杏ヶ丘こども園	私	幼保連携型	木造浮巣	42-6200
育実幼稚園	私	幼稚園型	木造照日	42-4760
きづくり保育園	私	保育所型	木造千代町	42-2317
かしわあっぷるこども園	私	保育所型	柏鷺坂	35-1025
いなほ保育園	私	保育所型	稲垣町豊川	46-2679
しげた保育園	私	保育所型	稲垣町繁田	46-2250

## 2. 保育所

施設名	区分	所在地	電話番号
館岡保育園	私	木造館岡	45-3520
菰槌保育園	私	木造菰槌	45-3855
川除保育園	私	木造川除	42-3139
しばた保育園	私	木造柴田	42-3243

#### 3. 認可外保育所(〇歳~2歳児まで)

施設名		区分	所在地	電話番号	
かしわマルベリー保育園	私	企業主導型	柏上古川	23-3255	
ひかり保育園	私	事業所内施設	森田町大館	26-2751	

※認可外保育施設のため、利用については直接園にお問い合わせをお願いいた します。

施設の見学や、行っているサービス(バス送迎、持ち物等)については、 各施設へ直接お問い合わせください。

